

安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例(平成 16 年条例第 122 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条及び第 2 条 (略) (位置) 第 3 条 神楽門前湯治村の位置は、安芸高田市美土里町本郷 <u>14627 番地</u> とする。	第 1 条及び第 2 条 (略) (位置) 第 3 条 神楽門前湯治村の位置は、安芸高田市美土里町本郷 <u>4627 番地</u> とする。

第 4 条から第 17 条まで (略)

第 4 条から第 17 条まで (略)

(安芸高田市立学校設置条例の一部改正)

第 2 条 安芸高田市立学校設置条例(平成 16 年条例第 180 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表第 1(第 2 条関係)		別表第 1(第 2 条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
(略)		(略)	
安芸高田市立美土里小学校	安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地 2</u>	安芸高田市立美土里小学校	安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地 2</u>
(略)		(略)	

(安芸高田市立図書館条例の一部改正)

第 3 条 安芸高田市立図書館条例(平成 16 年条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
安芸高田市立美土里図書館	安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地 2</u>	安芸高田市立美土里図書館	安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地 2</u>
(略)		(略)	

(安芸高田市緑の交流空間設置及び管理条例の一部改正)

第4条 安芸高田市緑の交流空間設置及び管理条例(平成16年条例第193号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
(位置)	(位置)
第2条 交流空間の位置は、安芸高田市美土里町本郷 <u>14522 番地</u> とする。	第2条 交流空間の位置は、安芸高田市美土里町本郷 <u>4522 番地</u> とする。
第3条から第17条まで (略)	第3条から第17条まで (略)

(安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部改正)

第5条 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例(平成16年条例第202号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
安芸高田市美土里 B&G 海洋センタ ー	安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地</u> <u>2</u>	安芸高田市美土里 B&G 海洋センタ ー	安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地</u> <u>2</u>
(略)		(略)	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	

(安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第6条 安芸高田市放課後児童クラブ条例(平成18年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	

別表第 1(第 2 条関係)	別表第 1(第 2 条関係)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>めだか児童クラブ</td> <td>安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>第 2 めだか児童クラブ</td> <td>安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地 2</u>	第 2 めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地 2</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>めだか児童クラブ</td> <td>安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>第 2 めだか児童クラブ</td> <td>安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地 2</u>	第 2 めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地 2</u>	(略)	
名称	位置																				
(略)																					
めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地 2</u>																				
第 2 めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷 <u>14535 番地 2</u>																				
(略)																					
名称	位置																				
(略)																					
めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地 2</u>																				
第 2 めだか児童クラブ	安芸高田市美土里町本郷 <u>4535 番地 2</u>																				
(略)																					
別表第 2 及び別表第 3 (略)	別表第 2 及び別表第 3 (略)																				

(安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部改正)

第 7 条 安芸高田市農村公園設置及び管理条例(平成 19 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
本則 (略)	本則 (略)																
別表(第 2 条関係)	別表(第 2 条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下北地区農村公園</td> <td>安芸高田市美土里町北 <u>12195 番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		下北地区農村公園	安芸高田市美土里町北 <u>12195 番地 2</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下北地区農村公園</td> <td>安芸高田市美土里町北 <u>2195 番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		下北地区農村公園	安芸高田市美土里町北 <u>2195 番地 2</u>	(略)	
名称	位置																
(略)																	
下北地区農村公園	安芸高田市美土里町北 <u>12195 番地 2</u>																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
下北地区農村公園	安芸高田市美土里町北 <u>2195 番地 2</u>																
(略)																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。